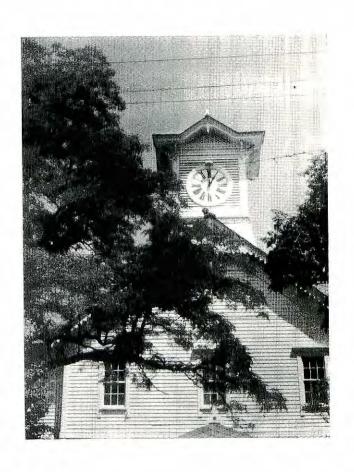
## 业海道議會時報

第 11 卷 第 9 号 昭 和 34 年 9 月



北海道議会事務局

北海道議会時報第11巻第9号(昭和34年)

#### 一 第 9 号 目 次 一

ì	資			会				議
議会運営実態調*******************************	<b>資</b>	北海道東北六県議会事務連絡協議会	全国都道府県議会議長会	会合	総合開発調査特別委員会	特別委員会	常任委員会	議会の動き
*		<del>-12</del>	プマ			≝.		

八月のメモ

表紙写真 時計台 一札幌一 北海道議会事務局撮影



# 常任委員

## 総務委員会

# 〇八月二十四日 午前十一時四十一分、第一委員室において開議、午後

## 船調

- 金こととした。お口変員(社)より、北海道大学工学部に電子工学科設置に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なく学工学科設置に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なく
- を九月二日から七日まで六日間、道東及び道北方面に沖野委員長(自田(自民)井口(社)津川(社)橋本(清)(社)佐野(社)各委員の道税の賦課徴収、道有財産の管理及び警察行政の運営状況等に関

- に行うこととした。額に関する中央折衝については国会の開会とにらみ合せ適当の時期四日まで五日間派遣することに決定、石炭手当及び寒冷地手当の増民)及び田中(自民)天谷(協)の各委員を八月三十一日から九月
- (3) り応答、明日引続き委員会を続行することとし、開会時刻を委員長 いるか、今後の委員会運営に対する考え方について質疑、 部次長の発言のような議会軽視について委員長はどのように考えて 題について責任ある説明もなく委員会の開会も知らなかつたという があり、総務部次長より答弁、井野委員より、このような重要な問 資料を提出して説明すべきでないかについてそれぞれ質疑及び意見 天谷委員(協)より、このような大巾な異動や機構改革については と考えるが何故機構改革に関する規程をださなかつたかについて、 るためには規程の改正なり必要な措置が講ぜられなければならない 主幹ができたときの性格及び各部長との関係、またこれらの職の事 員法に抵触するのではないか、農地の仕事をしていた人が水産部勤 主管課長の下になるとすれば降格であり人事委員会規則、地方公務 格付はどのようになるのか、服務規律を作つてやつたのかどうか、 して充実強化するか、各支庁長や課長の職にあつた者が各部付勤務 一任と決定。 務分掌等について資料提出方、橋本(清)委員(社)より、機構改革をす ついて、井口委員(社)より、格下げになつた人の身分上の問題、 務になつているが水産部でいかなる仕事をさせようとするのか等に になつたがこれらの人の部屋はどこにあるか、出勤籍の置く場所、 の競合とその運営方法、次長制復活の理由及び具体的にどのように して知事室設置の目的、企画本部の改組に伴う各部業務と主幹業務 井野委員(社)より、先に行われた人事異動及び機構改革に関連
- 警本部より書面回答があつた旨を報告、委員会終了後現地調査をす④ 委員長より、札幌市二条市場周辺の露店商の暴行事件等に関し道

(5) 本日聴取した陳情は次のとおり。 帯広畜産大学草地農産短期大学の設置に対し道費の助成方につい

帯広畜産大学事務局長

〇八月二十五日

午前十一時五十七分、 二時二十八分散会、委員長

第一委員室において開議、

午後

沖野

政雄

(自民

1 部長、 例があるがその内容、いまだに何の対策も打出されていない事由に うなことはないかについて、橋本(清)委員(社)より、交通違反の事 常時取締りの習慣をつけるべきでないか、また取締り以前に情報が 更生対策をどのように考えているかについて、津川委員(社)より、 る意思がないかどうかについてそれぞれ質疑及び要望があり、 ついて、佐野委員(社)より、取締り強化のため警察官を常駐させ 入つて雲がくれしてしまうということであるが誰か取締計画を事前 員(社)より、暴力事犯の取締り対策、露店商の移転及び更生対策 に内報する者があるのではないか、また場銭をとつているというよ に関連して当面どのように対処する考えか、特に零細な母子世帯の 昨日视祭した札幌市二条市場付近の露店商問題について、 刑事部長より答弁。 井口

関する資料の提出もないことに関連して委員長は委員会の招集につ ての表明もあわせて受けたいので近いうちに委員会を更に招集され ある者から回答されたいこと及び委員会に対する基本的態度につい 佐野委員より、人事異動及び機構改革に関する問題については責任 本的態度等について質疑、総務部次長より答弁、委員長より応答、 いて理事者に通知の処置をとつているか、理事者の委員会に臨む基 について責任ある者から説明を受けられなかつたこと及びそれらに 佐野委員(社)より、昨日の委員会において人事異動、機構改

> もらいたいと要望 理事者に対しては機構改革に関する資料を次回委員会まで提出して 疑及び要望があり、委員長よりそのように取計らう旨を述べ、 たい旨、橋本(清)委員より、知事の出席を要請したい旨それぞれ質 なお

- 4 3 総務部次長、財政課次長より答弁があつて、専決処分を了承。 た道だけで行つた場合の財源の持ち出し額についてそれぞれ質疑、 支給する場合国の法律を改正しないと法律に抵触するかどうか、ま の額で支給すると解してよいかどうかについて、津川委員より、増額 する処置をどのようにするかについて、佐野委員より、 ついて説明を聴取の後、井口委員より、 次期委員会の開催日は三十一日午前十時より開議すること とし 総務部次長より、 石炭手当及び寒冷地手当支給条例の専決処分に 道の人事委員会の勧告に対
- た

〇八月三十一日 午後一時二十二分、第一委員室において開議、 時二分散会、委員長 沖野 政雄 (白民) 午後五

1 調査員の中には一等級の者もおりこれは人事委員会規則に違反 員会との連絡はどのようになつているか、現在特別職の秘書はいる 長は知事の命を受けて」となつていることから知事の直属機関であ 査はいずれの役職に該当するか、また主幹は二等級であるというが か、秘書課、道民課を包含した理由、総合開発企画本部の主幹、 施政方針で述べられた事務の簡素化、能率化に反するものでないか、 り、知事室は条例の改正により設置されるべきものでないか、また いかどうかについて、丼野委員(社)より、処務規程第二条は 知事室長は人事委員会規則別表給料表の何処に該当するか、人事委 人事異動に関する問題について答弁、ついで橋本(清)委員(社)よ 総務部長より、前回の委員会において質疑のあつた機構改革及び

なくてはならないと考えるがこれに対する見解について質疑、 を明確にされたい旨それぞれ質疑及び意見があり、 か、土地改良関係で三十年も経過した者が水産部勤務になつている 員の格付がはつきりしなければ任務遂行上支障が生ずるのではない ばでき得ないと思うがこれに対する見解、 反でないか、調査員の任務遂行のためには権力と機能を与えなけれ 勤務する調査員に対し椅子、机等もなく発令することは公務員法違 う表現はあり得ないと思うがこれを訂正する考えがあるか、各部に るいは部長に対し信頼がおけないから知事が直接命令をするのか、 り地方自治法違反でないか、また調査員は部長の命令の外に知事 部長より、佐野委員の質疑に対し答弁があつて、 がなされていないし委員長においても何ら言及されていない理由に 会の開会を知らなかつたと答介したことに関連して何ら所信の表明 ば賛成である旨、また二十四日の委員会における総務部次長が委員 い旨、佐野委員(社)より、 休憩されたい旨、天谷委員 弁、井野委員より、改めて本件に対し副知事の出席を求めることで 報活動等は知事の広報であつてはならない云々の質疑に対する答弁 が仕事ができるものかどうかについて、田中委員 知事室は総務部長に所管せしめているのに「知事の命を受け」とい 命を受けて云々と規定されてあるがこれは査察的立場になるのかあ 盾し地方自治法にも抵触するのでこの文案を撤回し施行も停止され ついて質疑及び意見があり、委員長より応答、暫時休憩の後、 五十七号は更に継続審査とすることに決定。 一任と決定、なお諸願第七十一号、陳情第五十二号、第五十三号 長より答弁、次回委員会の開催は九月八、九日頃とすることで委員 ついで井野委員より、 総務部長の答弁と知事室の命令系統 (協) より、 副知事の出席を前提とする休憩であれ 質疑を尽すまで続行された 勤務する主管課長と調査 佐野委員これを了 (自民) より、広 総務部長より答

> する回答を出すべきである旨の意見があり、 警総務部長より答弁、井野、 関する投書についてどのように考えているか、これに関連して下級 る旨の答弁があつた。 「員の声及び民衆の声を聴くこと等に対する見解について質疑、 橋本(清)、 佐野各委員より、 道警総務部長より善処 投書に対

### 别 委 会

特

# 総合開発調査特別委員会

〇八月十八日 午後一時五十八分、第一委員室において開議 五十六分散会、委員長 先に開催された開発審議会並びに各種小委員 佐々木利雄

席した会議の経過について報告の後、異議なくこれを了承

会に出

1

委員長より、

2 事の出席を求めることにしてはどうかとの意見があり、 あるが用務の関係で出席できなかつたのでこの事実の上に立つて知 対立のまま今日に至つた旨を述べ本件の取扱いについて諮り、 に委員会の問題点に対する経過説明を求めるべきであるとの意見が 問題に関連して知事の出席を求める意見と、 ことに決定、暫時休憩の後、 委員長より、 より、 六月中旬開かれた委員会において、本委員会の運営 前会の委員会においては知事の出席を求めた 午後二時十八分再開 知事の出席を求める前 異議なくそ

2

井野委員より、二十八日の新聞報道による道警職員の綱紀粛正に

- ③ 太田委員(社)より、これからの議事には速記をとるようにされる 太田委員(社)より、水委員(自民)より、知事に対する質疑応答 たい旨の発言があり、林委員(自民)より、知事に対する質疑応答
- ④ 塚田委員(社)より、総合開発の推進について従来どおり超党派の 塚田委員(社)より、国会等に対しても超党派的に推進のため理解としていくという意味でないというように考えてよいかについて、井野委員(社)より、国会等に対しても超党派的に推進のため理解と協力を求めるべきでこれらの点も含めての超党派という意味であるかについて質疑、知事より答弁があつて、知事に対する質疑を終結、暫時休憩の後、午後二時四十五分再開。

# 〇八月十九日 午後四時三十五分、第一委員室において開議、午後四時

ないことを了承。時より開会することとし、本日出席の委員に対しては書面通知をし散会することを諮り、異議なくそのことに決定、明二十日は午前十一委員長より、議事進行の都合により本日の議事はこの程度に止め

# 〇八月二十日 午後九時五十五分、第一委員室において開議、午後九時

委員長より、議事進行の都合により本日の議事はこの程度に止め 委員長より、議事進行の都合により本日の議事はこの程度に止め ないことを了承。

# 〇八月二十一日 午前十一時七分、第一委員室において開議、午後零時 の八月二十一日 午前十一時七分、第一委員室において開議、午後零時

- 1 地がないので提出案件に対してはコンクリート化しない生のままの これを中央に提示するよう配慮すべきである旨、荒委員(社)より、 うかについてもつと本委員会において深く堀下げた検討がなされて び要望があり、 分検討がなされるよう配慮されたいこと等についてそれぞれ質疑及 に資料等を提出する場合は本委員会において問題点を持ち出して充 ものを提出されたいことについて、吉田委員 本委員会に対する資料案件等の提出に当つてはその考え方等につい また既入植者救済対策等についても真に入植者の救済になるのかど 秋山委員(協)より、へき地教育の振興関係はどうなつているか、 題点の審議経過について」に基づきその概要について説明を聴取、 て固まつたものを提出しこれに賛成か反対かといわれても審議の余 総合開発企画本部長より、配付資料「総合開発推進上に関する問 企画本部長より答弁。 (自民) より、開発庁
- 量を残年度で按分したものかどうか、開発予算の補助率 引 上 げ はついて説明を聴取、荒委員より、本予算の積算方法としては残事業② 次に財政課次長より、三十五年度補助事業関係開発予算の概要に

予算要求書を異議なく了承。 予算要求書を異議なく了承。 一次のという方向にあるので今後道案等を打出す場合は政治的な、本予算は踏襲的のものもあるかどうかについて質疑及び要望があり、本予算は踏襲的のものもあるかどうかについて、福島委員(自民)よい、本子算は踏襲的のものもあるので今後道案等を打出す場合は政治的率の平均化という方向にあるので今後道案等を打出す場合は政治的本来ならば交付税の算定基準に入れるべきものと思うがこの点の考

現状では審議会に出席しても意味が少ないのではないかについて、 等の案件も示されていないので小委員会に出席しても何等意見は述 なる案件、 ザーバーを派遣することについて諮り、荒委員より、審議会の議題と がなくては臨めないのではないかについてそれぞれ質疑及び意見が あるが今度の審議会で取上げられるのかどうかについて、道下委員 福島委員より、本年は観光問題について大きく取上げているようで べられないのではないか、本委員会において何ら意見の決定のない 社 委員長より、八月二十四日開催の開発審議会及び小委員会にオブ 午後零時二十一分休憩、 オブザーバーの派遣については委員長一任とすることに決定し より、二十四日の審議会には本委員会としてまとまつた意見 企画本部長より答弁があつて、暫時休憩、午後零時二十分再 地場産業の振興問題について知事から本委員会に対し何 午後零時二十三分再開

① 井野委員(社)より、今後理事者においては本委員会に対し肚をで要望があり、企画本部長より答弁。

時より開議し、なお書面通知はしない旨を述べた。ついて開発局側から説明を聴取することになつているので午前十一⑤ 委員長より、明二十二日は直轄事業関係の三十五年度開発予算に

○八月二十二日 午前十一時三十八分、第一委員室において開議、午前十一時三十八分散会、委員長・佐々木利雄(自民) 共一時五十八分散会、委員長・佐々木利雄(自民) 十一時五十八分散会、委員長・佐々木利雄(自民) 十一時五十一時三十八分、第一委員室において開議、午前にして散会することとした。

# 全国都道府県議会議長会

〇八月二十七、二十八の両日 東京都議会委員会室において参与会を開 とりまとめについて協議した。 催、標準「都道府県議会会議規則」及び「同委員会条例」の改訂意見

# 北海道東北六県議会事務連絡協議会・

〇八月三十一日 法制化について 、地方自治法第九十九条により提出した意見書に対し、関係行政庁 にその処理経過及び結果につき報告を請求することができる規定の 北海道において開催、次の事項を協議した。

議長選挙における立候補制について

請願、陳情の取扱いについて

議員が提案する議案の取扱いについて

陳情書の受理について

議会報告について

議会速記事務の実態について

委員会条例、会議規則、 閉会中の継続審査に付した議案について

その他

傍聴人取締規則の改正について



#### (一) 昭和三十三年二月定例会 四一日以上 三一日〃 三六日〃 会 長野(三五)、福井(三四)、秋田(三三)、東京、神奈川、 宮城(三七) 北海道(五一) 期 内は会期日数 県 Ŧ 六日〃 五日以内 均

#### 議 会 運 営 実 態 調

1 及び最近の知事改選後初の定例会(肉付予算審議)の運営状況について 昭和三十三年二月定例会(当初予算審議)同九月定例会(追加予算審議)

予算審査の状況について

ろと追加肉付予算を審議したところの二とおりがあり、一本にまとめるの が知事改選後初の定例会の運営状況については、当初予算を審議したとこ が困難までの省略した。 右の調査対象について各都道府県議会事務局の回答により取りまとめた

四十五県分、未回答 山梨県)

## 対 象

調

査

の

	一五日以内	一六日〃	二一日〃	二六日〃	三一日〃	三六日〃	四一日以上	当初予定の会期
		五 //	一 四 ″	== "	一県	なし	なし	
して閉会したもの当初予定の会期を残	一日	二日	三日	五日	七目	九日	二 田	会期延長の状況
= "	四"	六〃	五.	<del>_</del> ″	<u> </u>	<u>_</u> ″	一県	

平均	一五日以内	一六日〃	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	二六日 //	
二七日	德島(一五)	香川、愛媛、熊本(二〇)、岐阜(一六)	愛知、岡山(二三)、静岡、石川、奈良、島根、長崎(二二)茨城、山口(二五)、埼玉、三重、高知(二四)、岩手、	大阪、鹿児島(二七)、富山、滋賀、広島(二六)、青森、和歌山、福岡、宮崎(二九)、京都、大分(二八)、青森、福島、千葉、鳥取、佐賀(三〇)、山形、群馬、新潟、	栃木、丘庫(三二)
	_	ĮЩ		一八	

$\circ$	
昭和三十	
- 三年九	
月定例会	

=

二一日以上 一日″ 一六日〃 宮大千 城阪菜、 滋賀(七)、茨城、島根、香川(六) 玉、兵庫、新潟、岡山、鳥取(八)、東京、奈良、徳島、岩手、静岡、山口、熊本(一〇)、大分、宮崎(九)、埼 一 日 愛知、石川(四)、岐阜、 長崎(一八)、福井、 鹿児島(三一)、北海道(三〇)、青森(二一) 山広群 形島馬、 高知、福岡(一一)、秋田、神奈川(一三)、栃、京都(一二)、秋田、神奈川(一三)、栃、京都(一二)、秋田、愛媛、佐賀一(五)、木長野(一四)、福島、 和歌山(一六) 富山(11) 八 六 三原 四

·	, ,									
三四五六日日日日	(二) 昭	平均	二日	三日	四日	五. 日	六日	七日	八口	九日
福島、栃木、群馬、大阪、広島、長崎北海道、青森、千葉、佐賀和歌山	昭和三十三年九月定例会	六日	鳥取	岩手、山形、三重、徳島、愛媛、長崎	群馬、静岡、岐阜	<b>清森、埼玉、新潟、愛知、京都、大阪、奈良、香川、高知、清森、埼玉、新潟、愛知、京都、大阪、奈良、香川、高知、</b>	秋田、宮城、神奈川、福井、丘庫、岡山、大分、鹿児島	北海道、富山、滋賀	長野、島根、山口、佐賀	千葉、茨城、石川、和歌山
六二四一県				六	Ξ	Ξ	八	Ξ	四	四

六日〃 一日以上

手、山形、千葉、長野、広島、長群馬、和歌山、高知、佐賀(八)、

長崎(六)、福島、1

福岡(七)、

岩

= 点层

· 二 九

北海道(一五)、青森(一二)

昭和三十三年九月定例会

五日以内

京、愛知、静岡、滋賀、香川(三)、岐阜、宮山(二)、灰城、埼玉、石川、兵庫、島根、徳島、大分(四)、東鳥取、山口、愛媛、宮崎、熊本、鹿児島(五)、秋田、宮城、神奈川、栃木、新潟、京都、大阪、奈良、岡山、

議案調査のための休会日数 当初予定の会期 二一日以上 一六日〃 日 // 六日〃 五日以内 五五 なし 一五県 Д 会期延長の状況 九日 六日 二日 三日 五日 六日 八日 七日 日日 <u>\_</u>" \_· 県 県 "

一 〇 日

福島、

東京、

栃木、

広島

昭和三十三年二月定例会

四県 平( (一) 昭和三十三年二月定例会 〇日以内 一 日 〃 六日以上 均 城、石川、徳島(七)、新潟、香川、鹿児島(六)田、山形、神奈川、愛知、愛媛、熊本(八)、岩手、茨岐阜、富山、兵庫、滋賀、島根、山口、長崎(九)、秋岐玉、静岡、京都、奈良、和歌山、岡山(一〇)、東京、 栃木、大阪(一一) 宮崎(一三)、青森、福岡、大分(一二)、福島、 長野、三重、高知(一五)、鳥取(一四)、群馬、 北海道(二三1)、  $\circ$ 五日 宮城(一八)、佐賀(一七) 千広 葉島、 二七 匹 三県

# 本会議開議日数

内は開議日数

平	な		
均	ι.	· H	日
- <u></u> 目	秋田、山形、東京、愛知、富山、石川、鳥取、島根	川、福岡、宮崎、熊本宮城、神奈川、茨城、埼玉、新潟、福井、兵庫、奈良、香宮城、神奈川、茨城、埼玉、新潟、福井、兵庫、奈良、香宮城、神奈川、京城、	大分、鹿児島岩手、静岡、岐阜、滋賀、岡山、山口、徳島、高知、愛媛、岩手、静岡、岐阜、滋賀、岡山、山口、徳島、高知、愛媛、
	Д	_	_

## 会

平

均

・三日

#### (一) 法定会議時間 議 畤 間

	_	=
	Ū	n
	福岡、宮崎、福島、神奈川、栃木、群馬、高知	東都、大阪
	`	
,		二県

2

時間繰上げ開議した例

					٠,														
	二回	三回	六回:	100	① 時間短	(二) 昭和三	"	"	午後一時	"	午前一一時	午前10時司分	"	"		"		午前一〇時	開議時刻
高知、大分青森、秋田、東京、	神奈川、栃木、京都、	群馬	北海道、宮城	<b>広島</b>	時間延長により午後九時	昭和三十三年二月定例会	不明一新	午後五時一宮	午後四時	午後五時 一徳	午後四時	7 午後五時 岡	定めなし一高	午後六時		午後五時一音	午後四時	午後三時	閉議時刻
干葉、茨城、長野、新潟、	都、福島、宮崎				り午後九時を過ぎた例	H.	新潟、奈良	宮城、東京、神奈川、京都、大阪	岩手、福島	徳島	佐賀	П	高知、愛媛、大分、熊本	茨城	島、島根、山口、福岡、宮崎、鹿門山、石川、福井、兵庫、和歌山、湖	秋田、栃木、埼玉、群馬	川、長崎、三重、静岡、蚌山形、千葉、長野、三重、静岡、蚌	北海道、鳥取	尽
大阪、鳥取、															鹿児島、広	多知、富	岐阜、香		名.
	五		=	一県			=	<u>Fi.</u>	=			_	四			一八八	八	=	県 数

J			県	
おわない質ののなで質	二月定例会は分離		分 離 していない	分離している
新潟、香川		山口、高知、愛媛、福岡、 京都、大阪、丘庫、和歌山 三里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里、一里	焉、憂妤、三重、浄岡、皮韋、富海道、山形、福島、千葉、茨城、	鳥取、島根、徳島、佐賀、宮崎、熊本青森、岩手、秋田、宮城、東京、神奈川、奈良、
<u></u>		1	二九	

### 五 質 疑 (質問)

(一) 質疑と質問は分離しているか

回 北海道、秋田、神奈川、栃木、群	二回一福島、宮崎	② 時間繰上げ開議した例
京都、福岡 七	二県	

#### $\equiv$ 1 П 0 0 П 昭和三十三年九月定例会 時間延長により午後九時を過ぎた例 阪、福岡、佐賀、宮崎 阪、福岡、佐賀、宮崎 大大田、宮城、神奈川、千葉、茨城、栃木、新潟、京都、大 広島 北海道、群馬、高知

県

<u>-</u>

Ξ

四

分離しているうち

鹿児島)、質問を質疑のあとに行う一県(宮城)である。・ 質問は質疑に先だち行なう 七県(岩手、東京、神奈川、愛知、鳥取、徳島、

(I)
昭和三十三年二月定例会

Ħ

数

人

数

県

三目

佐賀(四一)

0 三 三

北海道(一九)

三重(四六)、高知(二七)

九 []

二六人//

群馬(一六)

長野(三二)

四

数

$\cup$
内は質疑・

名

県 数

政治的に制限することがある	制限していない	
東京	分、佐賀、長崎、熊本	

二三県

$\Box$
=
n±
時
間
制
限
Ø
有
無

 $\equiv$ 

Ŧī.

<u>一</u> 日

五人以内

兵軍(三)、山形(九)

計

五六一六一六人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人

六七九八二 県

不

三日

六一六 人人人、"""

香川(九)、秋田(七)新潟(一三)、鹿児島(一六)

四 日

六一六一 人人人人 """"

京岩長石都(二五)

四

五.

一一一一 一六一六 人人人人

大阪(一五)、熊本(一三)、徳島(一二) 和歌山(一九) 岐阜、愛媛(二四) 静岡(五三)

七

六目

一一 大一六一六 人人人人人 """"以 上

山口(二二)

七日

不一二二六人人例

青福島(二四) 森島(二四) (五四)、

岡山(三七)、宮山(三一)

六

		=	Ξ,	рц	五.	六	Ł	В
計	日	日	目	Ħ	目	日	日	数
不 一 一 二	~~~			~~		~_	不	人
五六一六二	五六 人人	五六一六人人人人	五六一六 人人人人	六一 人人	一六一 人人人	大人		
八人八人以八人以内内 上	以以 内上	以""以内 上	以 <i>"""</i> 内	" "	11 11 11	″以上	明	数
一一一大大七一県	神奈川、岐阜(三)、静岡、滋賀(二) ,富山(八)、石川(七)	新潟、大分(五)、岩手、島根(四)、茨城、京都(三)福井、香川(六)鹿児島(一〇)、広島、宮崎(八)、山形、栃木(七)埼玉(一九)	宮城、大阪(五) 宮城、大阪(五)、和歌山(八)、熊本(七)、福島(六)東京、長崎(一一) 東京、長崎(一一) 安媛(一七)、福崗(一六)	兵庫(一〇)、徳島(六)	高知(一五) 疾取(一八)	群馬(九) - 北海道(一四)	青森	
	六			 =	===	 =		

## 2 昭和三十三年九月定例会

付託の場合は予算常任委員会にの他の場合は予算特別委員会、そ	各常任委員会に分割付託	予算特別委員会設置付託	予算常任任委員会付託
奈良(総務委員会)	熊本、鹿児島 大田、宮城、福島、東京、神奈川、高知、愛媛、佐賀、長崎、宮崎、西山、鳥取、島根、香河、、電和、電井、大阪、兵庫、和歌山、野、愛知、三重、静岡、岐阜、宮山、石川、福井、大阪、兵庫、和歌山、 宮城、福島、東京、神奈川、 大田、宮城、福島、東京、神奈川、 大田、宮城、福島、東京、神奈川、	北海道、福岡	山口(総務警察委員会)
_	三四四		一県

#### 六 疑、質問は云分以内に制代表質問三〇分、その他 一五分以内に制限代表質問一時間、 二〇分以内に制限代表質問一時間、 $\equiv$ に限り五分以内に制限する代表質問に対する関連質問 の多いとき五分以内に制四部局長に対する質疑で 通 限する 質問、質疑は制限する代表質問は利限ないが 五 ともある 予算審査の方法 0 0 0 膊 分 分 分 以 二〇分以内に制 以 l 以 内 内 内 時間 $\kappa$ 個人質問 ,個人質問 K VC. $V\subset$ 制 制 餇 限する 制限 個人 限質 限 限 限 限 間以 取 歌 山、 広境 島玉 山形 栃 岡 大阪 三重 福島、 長野 秋田 dΚ 石川 海道、 木 Ш 圌 新 E潟 富山 崎 Ш Ц 愛知 福岡、 高知 (通告者の多いとき) (再質問を含め一 鹿児島

肟

20 三

七

予算常任委員会付託の具体的方法

#### 九 正副議長を除いた半数(四二名)に半数宛割当るに半数宛割当るに削議長を除く全員を2個の特別委員会正副議長を除く全員 当初予算は宝~言名、 当初予算は三一名、 全 議長を除く全員 1 名 員 定 数 その他は一七二名 その他は一0~一五名 北海道 福岡 新 Ш 岩手、 潟 形 大分 県

# 予算特別委員会設置付託の具体的方法

委員会の構成

### 祭委員会に委員長が連絡をとり、必要とあらば連合審査会を開く。しかる後適当でないと委員会が判断した場合は付託を受けた総務等 る事務に関する調査として予算内容の説明を求め質疑する。他の常任委員会は予算の付託がないのであるから、その部門に属す 委員 委員の構成は会派の所属議員数の比率により割当る。 (総務醫察委員会) の定数一〇人、 任期二年 Ш

置付託、総合審査を行う 当初予算は予算特別委員会、その他の場合は予算は予算特別委員会に分割付託、その他の場合は予算特別委員会に分割付託、その他の場合は予算は利益とは付託せず。当初予算は予算特別委員会に分割付託、その他の場合は委員会に分割付託、その他の場合は委員会に分割付託、総合審査を行うり。 ともに更に予算特別委員会を設ともに更に予算特別委員会を設置付託、総合審査を行う。	付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    本省略する    本名常在委員会に分割付託     本名常在委員会に分割付託     本名常在委員会に分割付託     本名常査を行う     本名。	付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、総合審査を行う    付託、その他の場合は委員会に分割付託 するとまに更に予算特別委員会に分割付託、その他の場合は委員会に分割付託 せずまに更に予算特別委員会に分割付託、その他の場合は委員会に分割付託するとおに更に予算特別委員会を設 山形				
形島都森、岩手、新潟、	形島都森、岩手、新潟、	形島都森、岩手、新潟、	付託、総合審査を行うもに更に予算特別委員会を常任委員会に分割付託する	を省略する ・ れる。	の場合もあるが通常は付託せ託又は各常任委員会に分割他の場合は予算特別委員会化分割が予算は予算特別委員会、初予算は予算特別委員会、	の場合は各帯年委員会に分割付初予算は予算特別委員会、そ
岩手、新潟、	岩手、新潟、	岩手、新潟、	設と 山	付割 徳	ず付にそ 	託の背
新潟、	新潟、	新潟、	形	島	都	森
潟	潟	潟				岩手、
大 分	大 分 .	大分				新潟、
						大 分

几

 $\square$ 

2 委員の選任方法

所属議員数に比例配分し、 全員(正副議長を除く場合も含む)以外で構成される場合は各県とも各派 予めの申出により議長が議会に諮つて指名する

3 付託議案の範囲

予算案及び当該年度のみに 議案議案全部 全部予算案及びこれに関係ある議案 限 岩手 奈良 福北 岡道、大 大方青 森 Ш 形 新 馮 京都、

審査の方法について

1 小委員会又は分科会を設けている か

分科会 岩手、 Ш 形 青本,道 新潟、 大分 京都、 奈良、 福岡

設け

τ

い

る

設けていない

2 小委員会义は分科会の委員の選任方法

(北海道) 小委員会は委員数に比例配分して一一名程度とし委員会に おいて選任する

分科会は各常任委員会を分科会の単位として選任する。 (青森、 大分)

3 小委員会又は分科会における審査結果の報告 小委員会又は分科会で採決し、 その経過及び結果を委員会に報告する。(北

九

予算の分割付託の具体的方法

 $\widehat{\mathbb{C}}$ 

予算をどのように分割するか

道 青森、 大分)

 $\equiv$ 委員会における質疑の取扱方法

1 通 告制をとつているか

る 北海道、 青森、 新潟、 大分 京都、 奈良、 福岡

三県 六

不

朋

付託委り、歳出は各常任委に分割歳入は総務(又は総務関係

鹿児島 爱媛、大分、佐賀、宮崎、熊本、高知、愛媛、大分、佐賀、宮崎、熊本、三重、岐阜、宮山、石川、福井、兵庫、桐忠、吳與、朝东、埼玉、群馬、長野、新潟、愛知、

に分割付託蔵入、歳出とも各常任委員

広青 島森

香秋川田、

長宮 崎城

島 静岡、

大阪、

九県

 $\Xi$ 

とつていな 9 て ٠٧٠ 岩手、 Ш 形

2

時間制限を行つている

٤

七県 Ť 各 3 部 所 管 毎

各部所管ごとに行うか

算 款 に 順 次 行 5 5

各部所管毎又は予算款別に行う 别 K て 順 行 行 5 肯森、 福岡 奈良

次 北海道、 Ш 形 大分

予算に関係のない 般事務についても行う

4

行 5 北海道、

なし

森 岩手、 山

形

新潟、京都、奈良、福岡、大分

九県

<u>E</u>

意見調整の要領(修正案の取級い)

概ね小委員会又は各派代表によつて意見調整がなされ、

小数意見を留保、

本会議において委員長報告と小数派

調整がつかない場

合は委員会で採決し、 から修正案が提出される。

行 わな

括

兀

岩 手 新潟、 京都

背森、 岩手、 Ш 形 新

5

なし

行 行

潟、京都、奈良、福岡、大**分** 

わな

北海道、

九県

事

例

から

な

V

爱滋爱青 媛賀知森

熊鳥静岩

本取岡手

三島岐山 重根阜形

で話合いで調整する相互の委員会又は委員長間

栃秋 木田

新宫

潟城

京東 都京

Î	茨	千	神奈	東	福	П	Ħ	秋	岩	青	Œ	不	事都 順合 の	問題に	員会で競	議長が	要求の
;	城	葉	Ш	京	Ľij 	尨	城	H  	手	森	各委	眀	出つ席く	ついて	打合合し	調整	前後
	委員長報告の際.	委員長報告の際	同一内容の修正	本会議で決定する。	他の委員会に関係	委員長報告に基	ては議案の採決 修正案について	本会議において	事例なし。	分科会としての	各委員会から修正案、		する限り知事、副知	その都度決める	せておく	する	による
•	に報告し	に修正	案の場合	<i>ا</i>	ある	き本会議	とは別な	処理す		修正案は	付帯決	福井	<b>佐</b> 賀	大分	富山	広島	福島
	てい	報告附	は一		場合は	で採	簡報にお	る。		例が	議が出						大阪、
	る。修正の事例は従来よりない。	告附帯決議を併せて行つている。	個の修正案として取扱つている。		連合審査会を開き協議する。	決する。	会議にはかる。 基いて本会議にはかり附帯決議			ない。	付帯決議が出たときの取扱		-				鹿児島
	0		۰				につい					_		. —	_	_	Ξ
											, ,						

	}		丟	明)対抗失義は通常を重要极后によっている。委員会の修正案は賛成者をまたないで本会議で議題とする(会議規一
、石川、兵軍、和歌山、一、埼玉、群馬、長野、一	二県	群	馬	結果報告書に修正案添付、委員長附書が書います。
徳島		長	野	委員長口頭報告の際「希望意見」を付している。 修正案は総務委員会と協議し附帯決議ということでなく各委員会で
、岡山、長崎、宮崎、神奈川、千葉、茨城、一	=	新	潟	関連する委員会で調整する。
	<u> - Ξ</u>	愛	知	修正案については例がない。 含めて報告し、各常任委員長の報告通り決することの可否をはかる、 含めて報告し、各常任委員長が附帯決議のあつたことを審査結果に 本会議において各常任委員長が附帯決議のあつたことを審査結果に
		三	重	は条件付議決とならない限りそのままで良いと解する。別委員会を設けて行うべきが妥当と解する。なお付帯決議について別委員会を設けて行うべきが妥当と解するがこの場合には新たに特蔵入に関係する部分の修正が問題と解するがこの場合には新たに特
		静	固	議場に案文を配付し所属委員長より本会議で報告の後議決する。
-	_	岐	阜	委員長報告に基いて表決に付す。
	_	富	山	事例なし。
i i i i		石	Ш	、

栃

木

おいて他の議員から修正案を提出せしめて修正可決した」たが委員会としては一応強い希望条項を付して原案を認め本会法によつた事例がある。即ち「委員会において修正の意見が多いては各委員会より修正案等が提出された事例はない。但し次本件は分割付託において最も苦慮されるところであるが、本県本件は分割付託において最も苦慮されるところであるが、本県

議かのに につ方お

	:											
埼	栃	茂	干	_ 神 奈	東	福	П	营	秋	岩	青	
无	木	城	葉	)]] 	京	島	形	城	詽	手	森	意見調
の運営については関係委員会の協議によるが最近この事例はない。修正等の場合、関係委員会の合同審査を行う。(会議規則)合同委員会	る。をあり、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	については蔵入の面も関連するので総務委員会と合議して決定する。相互関連の議案については各委員会の合議により決定する。その他		必要に応じて連合委員会を開き、委員会間の意見の調整を図っている。	話し合いによつているが必要があれば連合審査会を開く。	会を開き協議する。原案に異議ない時は、直ちに本会議に付する。修正、否決等がある場合は、他の委員会に関係ある場合、連合審査	・各委員会の意見調整は議会運営協議会で行うが、予算委員会で最後	整し、困難な場合は本会議で処理する。予算案等数委員会に関連あるものは連合委員会、委員長会議等で調予算案等数委員会に関連あるものは連合委員会、委員長会議等で調	委員会相互の意見調整は特に行わない。	常任委員会においては、予算の修正、意見をつけた事例がない。	一応党の態度として提出されるので調整はない。	意見調整はどうするか

鹿见	熊	Ħ	長	佐	大.	愛 高
E.	本	崎	崎	賀	分	媛知
議会運営委員会において調整する。	修正案は規定通り、付帯決議は委員長報告に織り込み希望する。	修正案を出す以前に所属各派の党議により調整される。	総務委員会と関係委員会とで協議する。	りとむ。	総務警察委員会に合議して処理する。予算についての修正案、付帯決議でありすべて歳入に関連するため	事例なし。本会議に提案採決する。附帯議決は行つたことがない。

																_								
	大	愛	高	徳	香	島	鳥	湖	広	滋	和歌	兵	大	京	福	石	富	岐	静	Ξ	愛	新	長	群
	分	媛	知	島	)11	根	取	山	<u> </u>	賀	Ш	麻	阪	都	井	Ш	Ш	帛	澗	重	知	潟	FJ.	馬
-	見の調整をしている。 蔵入をにぎつている総務警察委を主体とし委員長会議等を開いて意		意見がまとまらないときは、委員長が本会議に報告後採決する。	連合審査会を開き、あるいは各会派間で意見の調整をはかる。	質疑を主として行うこととしている。 議案に対する態度決定は最終的には党議による、委員会においては	更に全員協議会において協議されるのが原則とされている。 要に全員協議会において協議されるのが原則とされている。 あまり例(最近)はないが、事例が発生した場合は先づ議運で協議、	委員長会議、議会運営委員会、各派代表者会議等で調整する。	定を設けている。 前項の外会議規則に他の委員会の意見を求めることができる旨の規	最後的には党議の決定をまつことになる。	議会運営委員会で調整する。	-		関係委員会と理事者との接衝で意見の調整をする。	各部屋で協議調整する。	合同委員会もしくは委員長協議の上やつている。	委員長会議、連合審査会及び党議等により調整	連合審査会を開く。	議会運営委員会で行う外、各派代表の間に行われることもある。	事例がない。		委員会審査の段階で各委員が話合う。	つて一定でない。 変員長の会同による場合、正副委員長が会同する場合など内容によ	各党派代表と議長で調整する場合もある。	委員長間の打合又は連合審査会による。

					,										
平均	五 川 以	大二 / /		.   (3)	平五日以内	大一日 田 " "		② 予算特		① 予算常	(一) 昭和三	鹿児島	熊宮本崎	· 崎	佐賀和
八・三日	、島根、高知(二)、三重(川(五)、岡山、長崎(四)、三重(水)	本作  、大変成、鳥長、肺長、非三、変異・変変に、低温島、和歌山、鳥長、肺長、非三、変異・変変に、熊川、東方・千寛(一三)。 手頭(一二) 三年(一二)	- ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	常任委員会に分割付託(三四県)	福岡(五)、奈良(三)	岩手(九)、大分(七)	新潟(一九)、京都(一七)、山形(一六)北海道(二八)	算特別委員会を設置付託 (九県)	크미(10)	予算常任委員会に付託(一県) ( )内は要し	昭和三十三年二月定例会委員会が予算審査に要した日数	議会運営委員会において調整する。	委員会!客会派!調整不做一探決,		報告書の中に少数意見もあわせおりこむ。
	· Ξ	<u>—</u>	 9 二 二 卯		<u>:</u>	 	- 三 一 県_		原	た日数	٠				
付託省略の県	平 五六一 日日以 均内 上	合計	平均	五日以内	六日 // 日以上	③ 常任委	平 五日以内	一一口以上	② 予築特		① 予算常	平五日以内	日日		1 2
県 奈良、徳島	三・三七四六一日 県		) Al	<b>木</b> 岡	新潟(六)   新潟(六)   秋田、大阪(一○)、神奈川、庶一 なし	任委員会に分割付託(三六県)	七・五日 一七・五日 本間(五)、山形(四)、京都(三)	北海道(一八)	予算特別委員会を設置付託 (四県)	山口(三)	予算常任委員会に付託(一県)昭和三十三年九月定例会	九 ・ -	一七五		
			山、岡山、島根、高知(一)	賀、為仪、秀田、大子、左宮(こご)号集、兵庫、長崎、熊本(三)、福島、茨城、埼三菱媛、宮崎(五)、東京、群馬、長野(四)、一	鹿児島(八)、広島(七)、						( ) 内は要した日				
				=0	六県	   	Ξ	- 県		一県	数				

#### 八 月 の モ

- 1 韓国に日韓会談の無条件再開に応ずるとの覚書を送る。
- ○第五回原水爆禁止世界大会開く。(広島市)
- ○文部省、教育へき地手当支給の新基準を公布。
- ○第十回全道農協大会開く。

〇雌阿寒岳爆発、人畜被害なし。

2

○フソ連首相、ア米大統領相互招待を受諾。

3

- 〇在日朝鮮人十三万人、帰還協定即時調印要求大会開く。
- ○第四次南極観測船宗谷の乗組員決る。
- ○第九回日専連全道大会開く。
- ○都市対抗野球閉幕、丸善石油(松山市)
- ○農林省、 全逓労組の解雇三役再選を改めぬ限りILO条約批准せぬと警告。 七月十五日現在の全国稲作概況を発表、千百七十万トンと予想
- ○文部省、都道府県教委に勤評厳正に実施せよと通達。
- ○今金町民大会で教育長の解職要求を決議。
- ○原水爆禁止世界大会総会開く。(七日閉幕) ○帯広市市長選行わる、吉村前市長当選

5

- ○農民同盟第十四回定期総会開く。
- 〇山田・柳会談で日韓会談十二日再開に意見一致
- 〇全道労協第十一回定期大会開く。 〇台風六号九州に上陸。
- 8 ○第四十一回全国高校野球開幕。
- 9 ○全道労協定期大会終る、議長泊谷裕夫氏、事務局長平野三郎兵衛氏を選任。 〇台風六号死傷二十一、行方不明四の被害出る。
- 11 10 ○最高裁松川事件に原判決破棄差戻しの判決。
- 〇岸首相帰国。
- ○道警札幌方面暴力団に一齊手入れ、八十人検挙する。
- 12 〇日韓会談八カ月ぶりに再開。
- 13 〇日朝帰還協定調印さる。

- 丘珠を民航基地として三年計画で整備を決定。
- 〇台風七号接近で本州に豪雨、 死者行方不明十八人出る
- 14 〇五島慶太氏死去。
- 〇台風七号のため本州各地に被害出る、死者行方不明二百七十九人出る。
- 17 15 ○道開発審議会総会開く。
- 〇社会党委員長・局長会議で臨時国会の早期召集を要求することを決定。

○普通交付税配分決まる、本道分百三十八億三千五百十五万八千円。

- 〇米、熱核融合反応で二千八百万度の高温に成功。
- 18
- 19 〇柳韓国大使、山田外務次官に自衛船出勤中止を申入れ。 ○全国高校野球閉幕、西条高校(北四国)優勝。
- ○気象研究所三宮博士、今年降下のストロンチウム九十の量は最高を記録し たと発表。
- 20 ○第四次南極観測隊員二十九人決る。
- 21 ○韓国外交筋日本漁船捕獲は自衛船出動の報復であると見解表明
- ○全国教育長協議会で組合専従職員の制限を決定。
- 22 ○第五回日本母親大会開く。(東京都、一万二千人参加)
- ○道大巾な人事異動を発令、百七十七人に及ぶ。
- 23 24 ○中頓別小学校焼く。
- ○道立成人精薄者収容施設小樽市に設置決る。
- 25 〇米、アトラス回収に初めて成功。
- ○政府、国鉄貨物運賃割引を本年いつばい存続に決定
- 26 ○第十二回総評定期大会開く。(東京都)
- 〇北教組主催教育課程研究大会開く。(中央創成小学校、 受講者二千人)
- ○皇居造営審議会小委の皇居開放の結論を了承。 ○ア米大統領、西欧首脳と協議のため欧州へ出発。
- 27
- ○知事、道東視察に出発。 ○道教委、小学校教育課程研究協議会に全員参加手続きをとるよう地方教育
- 28 〇中国軍、インド国境を侵犯 局長に電報指示。
- ○ア米大統領、工女王を訪問。
- ○ソ連政府、西欧側が核実験を再開しない場合ソ連も再開しないと声明。

29 ○全道国立大学教授団教育課程改定に反対声明書を道教委に申入れることに ○閣議、組合専従につき他の公務員も制限することに方針決定。 ○第三回道農村連盟総会開く。(札幌市)

○日本弁護士連合会、ア米大統領に沖縄新刑法は人権侵害であるとの調査書 を送る。

○総評大会、新運動方針を可決、役員を選任して閉会、議長太田薫氏、事務 局長岩井章氏を再選。

〇三十五年度道開発予算要求額決まる、五百五十九億八千万円。 ○南極観測隊員残り五人も決定。 ○三井鉱山、第二次合理化案として四千五百八十人の勇退募集を提示。

○本道地区小学校教育課程改定研究協議会開く。(定山渓北海荘)

昭和三十四年九月二十日発行

北海道議会時報

発 行 北

海道議

会事

務

局

第第九一 号巻)

北海道議会事務局調査課

北海道議会時報第11巻第9号(昭和34年)